

木祖村公共施設等総合管理計画



平成29(2017)年3月策定

令和4(2022)年3月改訂

木 祖 村



木祖村公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第2章 木祖村について	
1 概況	3
2 沿革	3
第3章 本村を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
(1) 人口・世帯数の推移	4
(2) 年齢階層別人口	5
(3) 将来人口	6
2 財政状況	7
(1) 歳入の状況	7
(2) 歳出の状況	8
(3) 財政指標	9
(4) 有形固定資産減価償却率	9
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	10
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物の現状	11
(1) 公共建築物の保有状況	11
(2) 築年別整備状況	12
(3) 耐震化実施状況	13
2 インフラ施設の現状	14
(1) インフラ施設の保有状況	14
3 過去に行った対策の概要	15
(1) 施設数の縮減	15
(2) 各種計画の策定	15
4 将来の更新費用の推計	16
(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法	16
(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	17
(3) 中長期的な経費の見込み	18
第5章 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	19
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	20
3 現状や課題に関する基本認識	21
4 公共施設等の管理の数値目標	22

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	23
(1) 点検・診断等の実施方針	23
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	23
(3) 安全確保の実施方針	23
(4) 耐震化の実施方針	24
(5) 長寿命化の実施方針	24
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	24
(7) 統合や廃止の推進方針	25
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	25
6 P D C Aサイクルの推進	26

第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性	27
(1) 文化系施設	27
(2) 社会教育系施設	28
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	29
(4) 産業系施設	30
(5) 学校教育系施設、子育て支援施設	31
(6) 保健・福祉施設	32
(7) 行政系施設	33
(8) 村営住宅	34
(9) その他	35
(10) インフラ施設	36

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

本村では、多様な行政需要に対応するため、高度経済成長期の昭和40年代から平成初期の期間にかけて教育施設、公民館、スポーツ・レクリエーション施設などの公共施設等を多く建設してきました。また、住民サービスの向上や、経費の削減等を図るなど、効率的な行財政の運営に努めてきましたが、現状では人口減少や少子高齢化が進み、社会構造や村民ニーズの変化に伴い、公共施設等のあり方を見直すことが必要になっています。

また、これまでに整備してきた公共施設等は、近い将来一斉に改修・更新時期を迎え、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になることが見込まれます。

一方、財政面でも、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが予測されます。このことから、固定費ともいえる公共施設等の更新に係る費用を、適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっています。

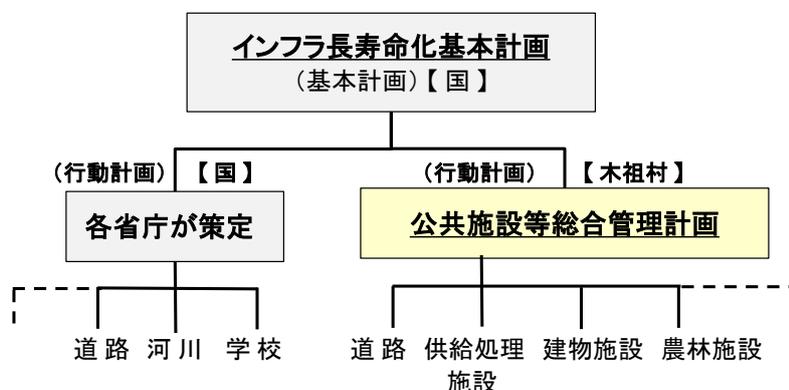
以上のような本村を取り巻く課題に対し、長期的な視点をもって利活用の促進や統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉え、全庁的、総合的な管理を推進するため、木祖村公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定し、持続可能な行財政経営の実現を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等について、長期的・経営的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示すものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

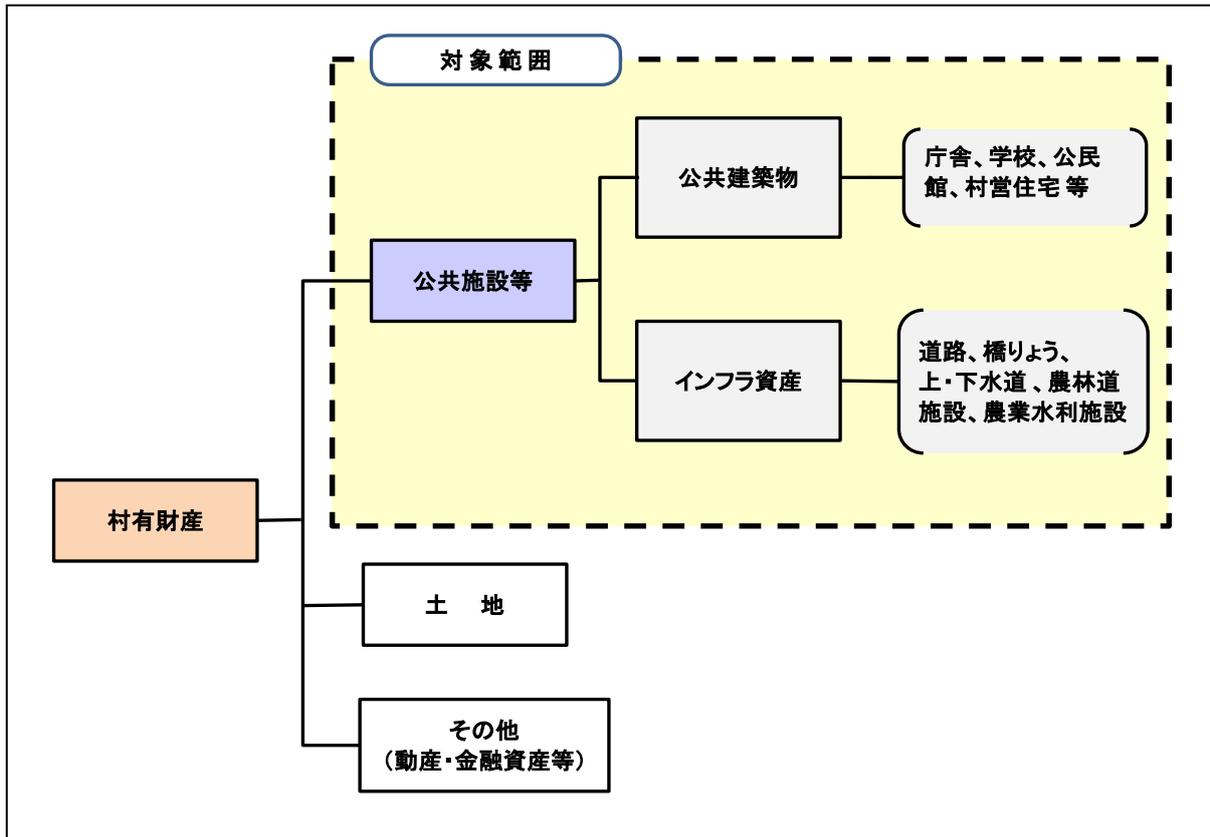
◆図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、令和3（2021）年3月末時点の本村が所有する庁舎・学校・村営住宅等の建築物系施設や道路、橋りょう、上・下水道、農林道施設、農業水利施設等のインフラ施設を対象とします。

◆図表 1-2 対象範囲の略図



第2章 木祖村について

1 概況

本村は、長野県の中央部に位置し、西は松本市、北は朝日村、東は塩尻市、南は木曾町に隣接しています。

木曾川の源流にあり、村の面積 140.50 平方キロメートルの内、山林面積は 123 平方キロメートル、林野率は 87.66%、林野面積の内 78.4 平方キロメートルが国有林です。耕地面積および可住地面積は 4.08 平方キロメートルと全体の 2.9%しかありません。

村内を南北に国道 19 号と JR 中央西線が走り、中京圏からの交通手段に恵まれています。



2 沿革

中山道の難所と言われた鳥居峠を境に、木祖村は戦国時代には武田氏と木曾氏の領地争いが続き、戦乱に巻き込まれた地でもあります。

江戸時代に徳川幕府が天下を支配した後は、村内蕨原地区は中山道六十九宿の一つ「蕨原宿」として栄えました。江戸時代の中頃（元禄十六年）より現在伝統工芸品として生産されている「お六櫛」の元祖である木櫛の生産がはじまったのもこの頃です。享保十二年、当時村内のそれぞれの人口は、蕨原宿 1,162 人、蕨原在郷 470 人、小木曾 589 人、菅 357 人で合計 2,578 人が住んでいたと記録に残っています。

明治時代に入り、明治 7（1874）年には蕨原村、荻曾村、菅村が合併し木祖村となりました。明治 17（1884）年には蕨原村、小木曾村、菅村に分村しましたが、明治 22（1889）年再び合併し現在の木祖村となりました。

木曾谷に中央西線や国道 19 号が開通し、木祖村も主力産業の木工産業を中心に栄え、また昭和初期に開設された蕨原スキー場（現在やぶはら高原スキー場）には中京方面からの多くの観光客が訪れ、観光産業も昭和初期より盛んに行われています。現在では中央高地特有の気候を利用した高原野菜の生産も盛んに行われています。

第3章 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

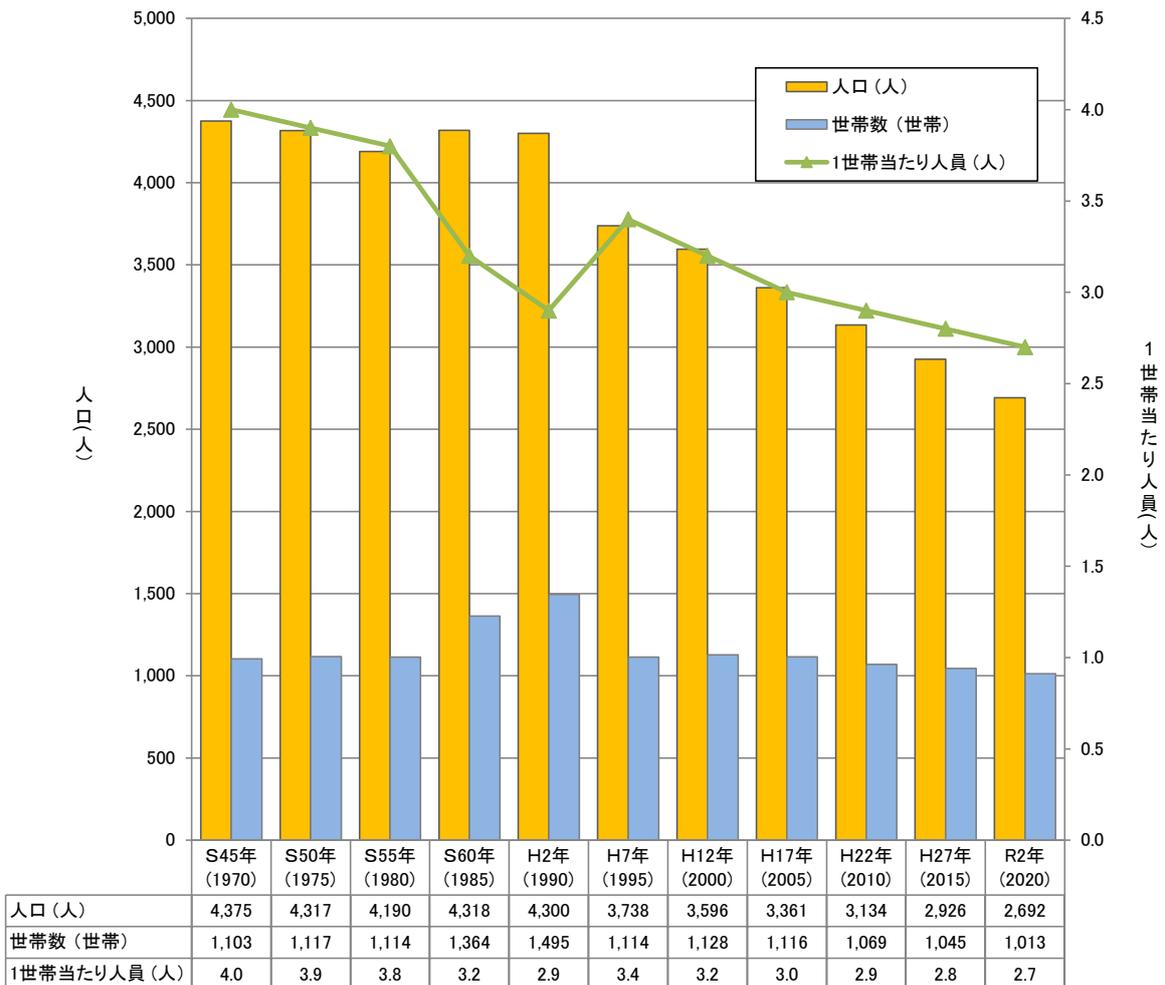
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、昭和45（1970）年の人口は4,375人で、昭和60（1985）年と平成2（1990）年の味噌川ダム工事に伴う増加を除くと減少が続いており、令和2（2020）年には2,692人と昭和45（1970）年からの50年間で1,683人、率で38.5%減少しています。

世帯数は、昭和45（1970）年の1,103世帯に対し令和2（2020）年は1,013世帯で、人口と同様に昭和60（1985）年と平成2（1990）年の味噌川ダム工事に伴う増加を除いて、1,100世帯前後で推移していましたが、平成12（2000）年以降減少傾向にあります。

また、1世帯あたりの人員は、昭和45（1970）年の4.0人から年々減少し、令和2（2020）年には2.7人となっており、夫婦のみ世帯や単身世帯の割合が高まっています。

◆ 図表 3-1 人口・世帯数の推移

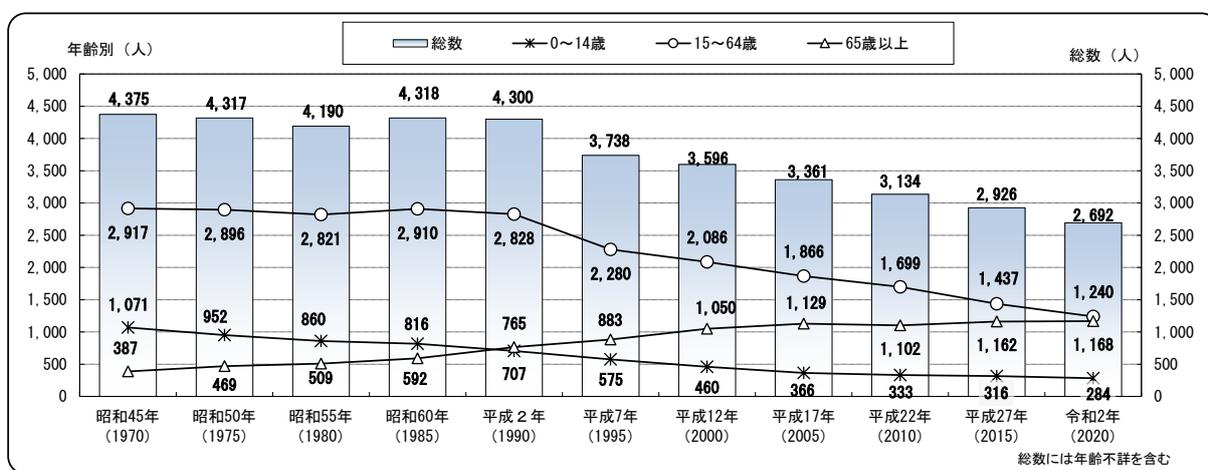


(2) 年齢階層別人口

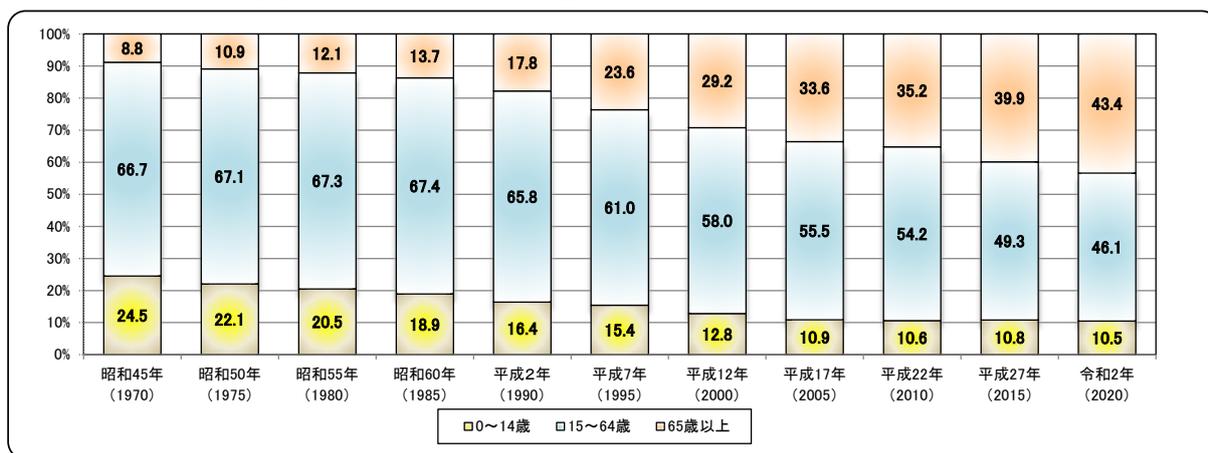
平成7（1995）年から令和2（2020）年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は一貫して減少し、平成7年からの25年間で291人（50.6%）減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は25年間で285人（32.3%）増加しており、老年人口と年少人口の差は拡大しています。生産年齢人口（15～64歳）も25年間で1,040人（45.6%）減少しています。

令和2（2020）年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が10.5%、生産年齢人口が46.1%、老年人口が43.4%となっており、老年人口比は長野県平均（32.0%）、木曾地域平均（42.6）を上回り、平成7（1995）年から老年人口が21%を越えた「超高齢社会」となっています。

◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移



◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



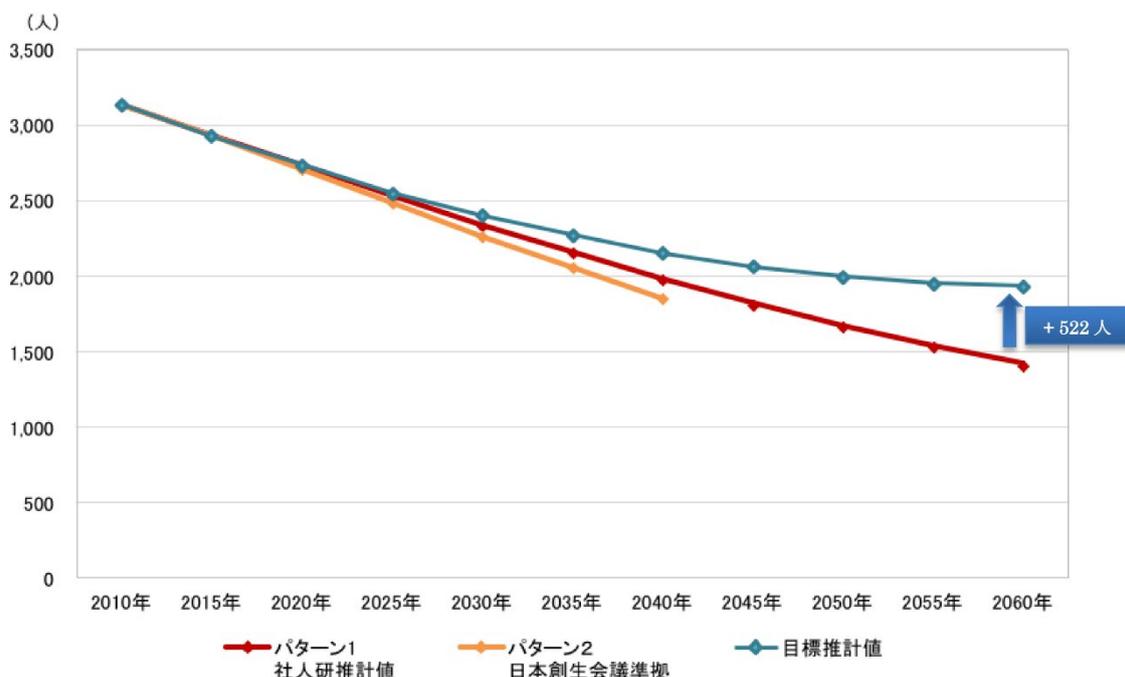
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(3) 将来人口

「木祖村 地方人口ビジョン」による、令和 42 (2060) 年の推計人口 (パターン 1) は、1,408 人で平成 22 (2010) 年に対し 1,726 人 (55.1%) 減少することが予想されています。

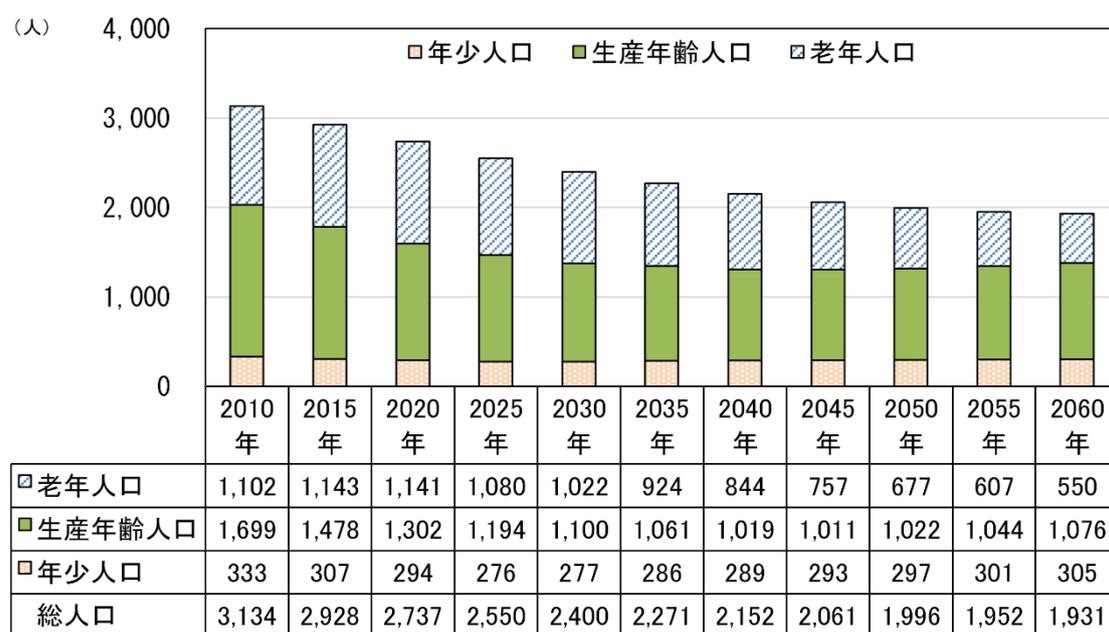
本村では、働きやすく、暮らしやすい環境づくりを目指し、合計特殊出生率の向上、転入者数増加、転出者数減少に取り組み、年齢 3 区分の割合を改善しながら、令和 42 (2060) 年の総人口 1,931 人と展望しています。

◆ 図表 3-4 総人口推計の比較 社人研推計値 (パターン 1) と目標推計値の比較



出典：木祖村 地方人口ビジョン

◆ 図表 3-5 目標推計人口の年齢区分別人口



出典：木祖村 地方人口ビジョン

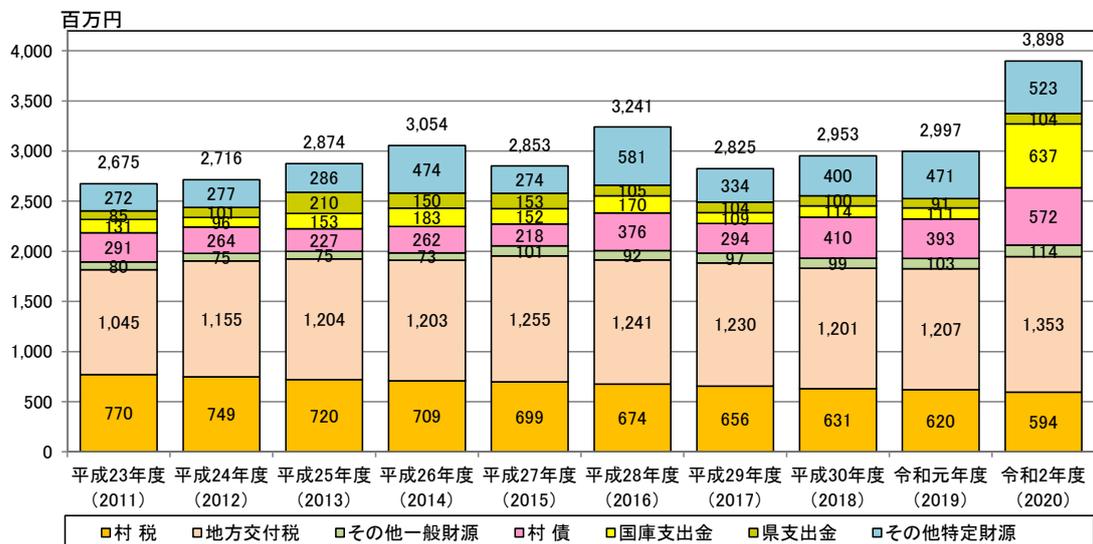
2 財政状況

(1) 歳入の状況

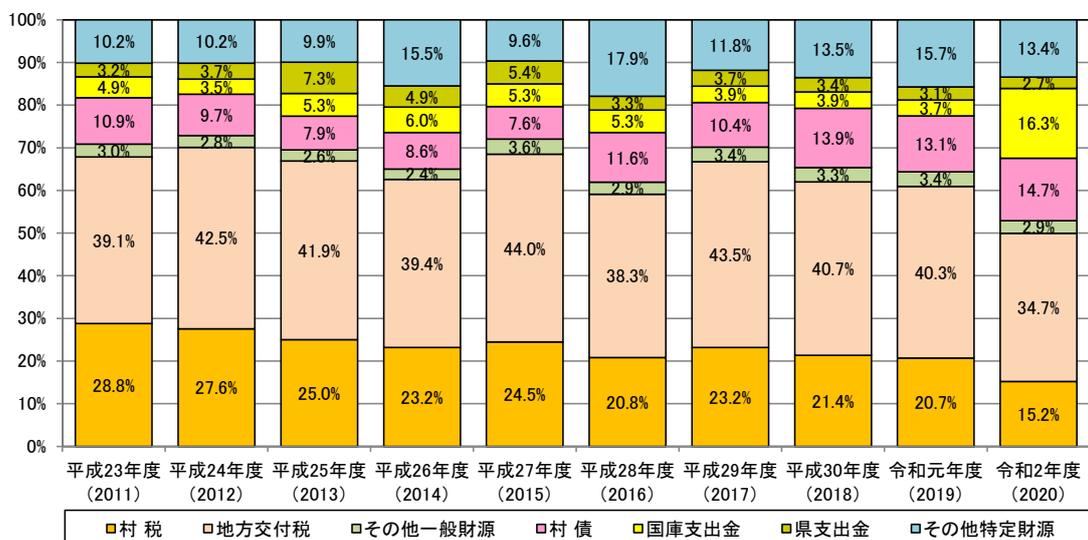
平成23(2011)年度以降概ね26～30億円で推移していましたが、令和2(2020)年度における歳入総額は、新型コロナウイルス感染症対策関連の影響もあり38.9億円となっており、前年度と比べて30.1%の増加となっています。

歳入の内訳をみると、村税収入は平成27(2015)年度から7億円を下回り6億円台を推移していましたが、令和2(2020)年度は5.9億円となっており、減少傾向となっています。今後、高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村民税の増収は期待できない状況にあります。一方地方交付税は、概ね12億円前後であり、歳入全体の40%前後を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆ 図表 3-6 歳入決算額の推移(普通会計)



◆ 図表 3-7 歳入決算額構成比の推移(普通会計)



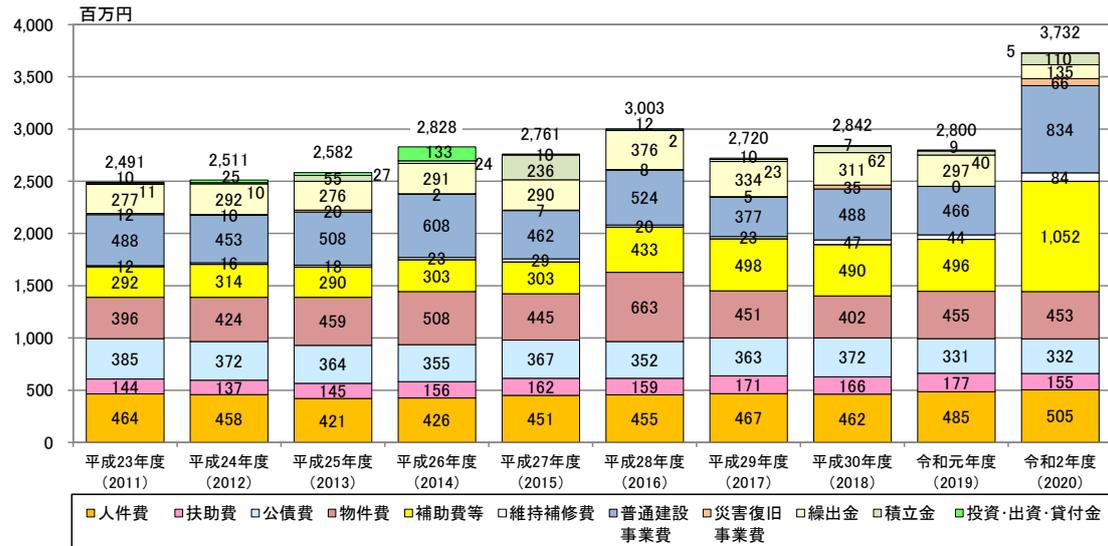
注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

(2) 歳出の状況

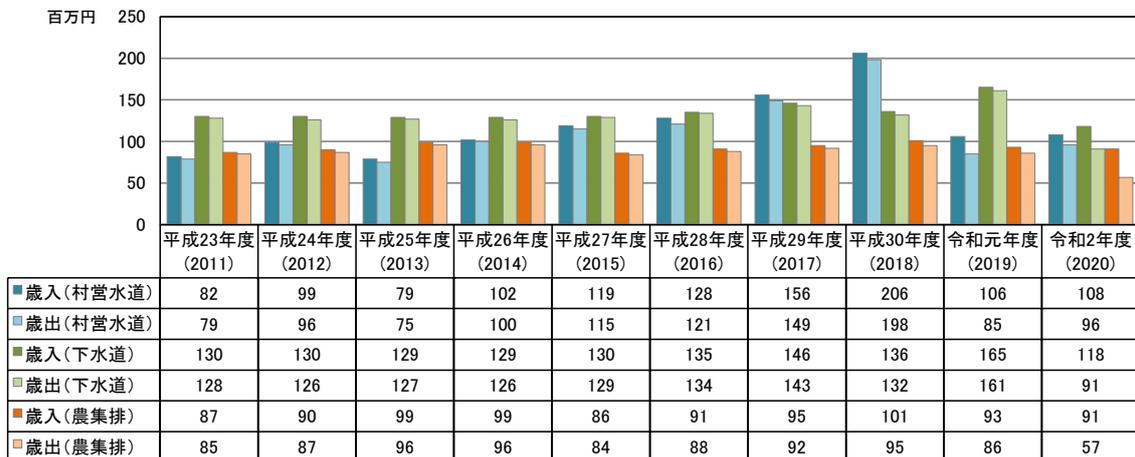
歳出の内、義務的経費の公債費、人件費と社会保障関係の扶助費は横ばいを推移しています。今後、高齢化の進展により、医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年による変動があり、平成23（2011）年度以降概ね4億円から6億円で推移していましたが、令和2（2020）年度は、福祉施設建設を行ったため普通建築費は8.3億円となっています。今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加が見込まれ、それに伴う財源の捻出が課題となります。（図表3-8）

また、平成23（2011）年度以降の村営水道事業は、平成29（2017）、平成30（2018）年度以外が概ね0.8～1.2億円の財政規模で推移し、平成30（2018）年度が最も多く歳入歳出ともに約2億円となっています。下水道事業における歳入歳出の推移をみると、平成23（2011）年度以降1.3億円前後を推移していますが、令和元（2019）年度は1.6億円と増加しています。農業集落排水事業については0.9億円前後を推移しています。（図表3-9）

◆ 図表 3-8 歳出決算額の推移(普通会計)



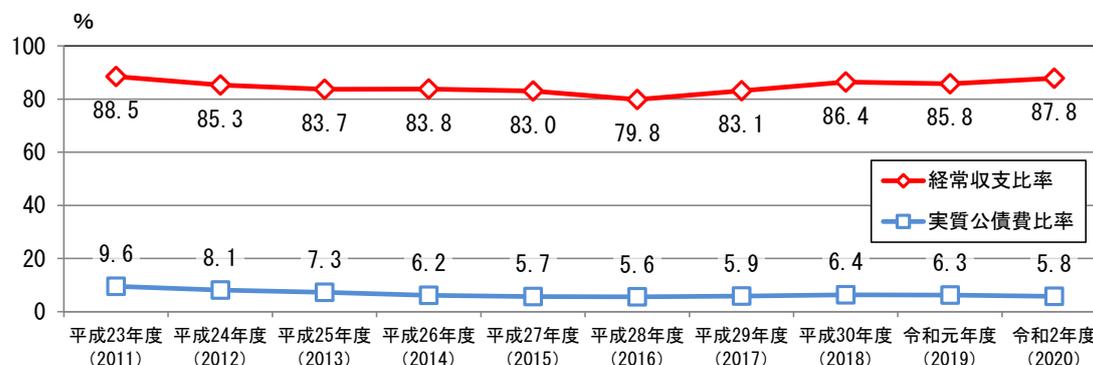
◆ 図表 3-9 村営水道事業及び下水道、農業集落排水事業の推移(特別会計)



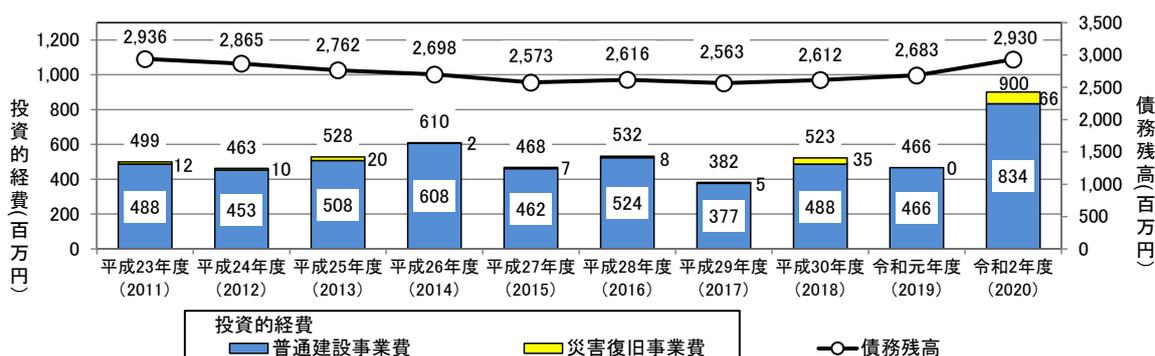
(3) 財政指標

公共施設等の整備に充てた借入金である債務残高は、平成30(2018)年度から増加傾向にあり、令和2(2020)年度は約29億円で前年度に比べ2.5億円増加しています。

◆ 図表 3-10 財政指標



◆ 図表 3-11 投資的経費と地方債残高の推移



(4) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

ア 普通会計

有形固定資産減価償却率は、全国平均、長野県平均及び類似団体の平均を上回る状況が続いています。既に耐用年数を経過した資産もあり、今後も耐用年数を迎える資産が増えるため、更新投資の財源確保が課題となっています。

令和元(2019)年度末時点の本村における有形固定資産減価償却率(建物)の最も高い施設は、89.4%の市民会館で、次いで高いのは88.4%の公民館となっており、最も低いのが一般廃棄物処理施設で18.1%となっています。

イ 公営事業会計

(水道事業及び下水道事業については該当数値なし。)

◆図表 3-12 施設類型別の有形固定資産減価償却率の推移

分類名		有形固定資産減価償却率 (%)				
		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	
普通会計	有形固定資産減価償却率 全体	全国平均	-	-	-	63.4
		長野県平均	-	-	-	60.9
		類似団体内平均値	57.5	58.4	61.8	62.3
		木祖村	62.8	64.6	65.3	69.2
	公 営 住 宅	57.3	61.6	61.8	60.4	
	認定こども園・幼稚園・保育所	59.5	63.5	68.1	72.7	
	学 校 施 設	75.8	77.9	80.0	82.1	
	公 民 館	85.3	86.7	87.3	88.4	
	体 育 館 ・ プ ー ル	68.4	70.6	72.9	75.1	
	福 祉 施 設	79.3	81.7	84.1	86.4	
	市 民 会 館	-	86.2	88.4	89.4	
	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	68.9	71.6	17.4	18.1	
	保 健 セ ン タ ー ・ 保 健 所	64.0	66.0	68.0	70.0	
	消 防 施 設	60.8	66.4	64.9	66.2	
	庁 舎	63.7	65.8	67.8	69.8	
道 路	54.6	56.3	57.8	59.4		
橋 り ょ う ・ ト ン ネ ル	59.6	61.1	62.4	63.9		
公営事業会計	水道事業	簡易水道事業	-	-	-	該当数値なし
	下水道事業	特定環境保全公共下水道	-	-	-	該当数値なし
		特定地域生活排水処理	-	-	-	該当数値なし
		農業集落排水	-	-	-	該当数値なし
		小規模集合排水処理	-	-	-	該当数値なし
		個別排水処理	-	-	-	該当数値なし

出典：長野県市町村財政状況資料集、経営比較分析表

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費、公債費、扶助費についてはほぼ一定で推移しているものの、今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設機能を維持し、保有量の縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、村債の適正運営と有効利用、新しい課税客体の創出により、財源の確保を図るとともに、特定目的基金の創設や資材支給事業など村独自の施策を継続し、地域産業の活性化を図るとともにコスト削減等を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物の現状

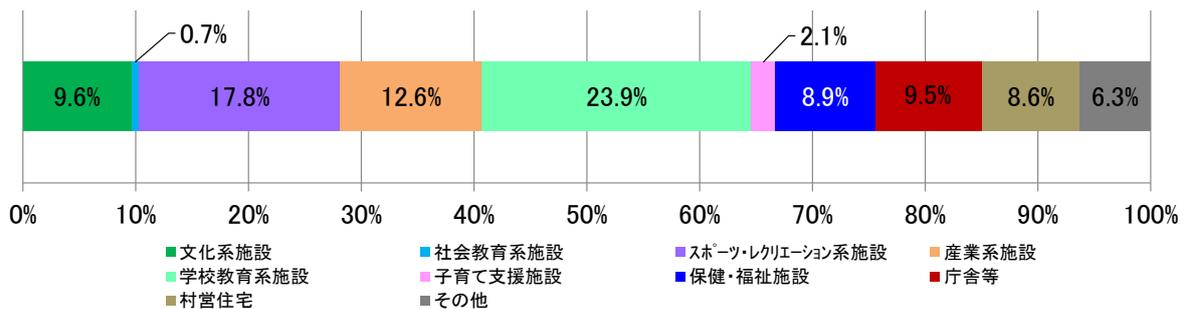
(1) 公共建築物の保有状況

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は48,108.68㎡であり、その内訳は、学校教育系施設が23.9%と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が17.8%、産業系施設が12.6%、と続き、この3分類で全体の約5割を占めていることがわかります。

◆図表 4-1 公共建築物の保有状況の推移

大分類	中分類	延床面積 (㎡)		増減の主な理由
		平成27年度 (2015)	令和2年度 (2020)	
文化系施設	集会施設	3,259.50	3,259.50	
	文化施設	1,349.00	1,349.00	
社会教育系施設	博物館等	326.00	326.00	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4,332.39	4,332.39	
	レクリエーション施設・観光施設	3,976.19	4,225.68	ケビン6棟建替え(H28H29/H30)。ガレージ(自転車倉庫)、グラウンドトイレR2建築
産業系施設	産業系施設	6,069.84	6,069.84	
学校教育系施設	学校	11,219.00	11,253.00	更衣室追加。
	その他教育施設	263.00	263.00	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1,031.00	1,031.00	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,975.00	3,784.00	幸せテラスまめのわR2建築。
	保健施設	499.00	499.00	
行政系施設	庁舎等	2,295.58	2,295.58	
	消防施設	1,064.00	1,064.00	
	その他行政系施設	967.10	1,225.10	
村営住宅	村営住宅	3,693.00	4,115.57	吉田古民家住宅H28、一里塚集合住宅(A棟)H30、(B棟)R1建築。
その他	その他	2,878.45	3,016.02	移住体験住宅追加。教員住宅泉町3・5号H30取壊し。
合計		45,198.05	48,108.68	

◆図表 4-2 公共建築物延床面積の割合

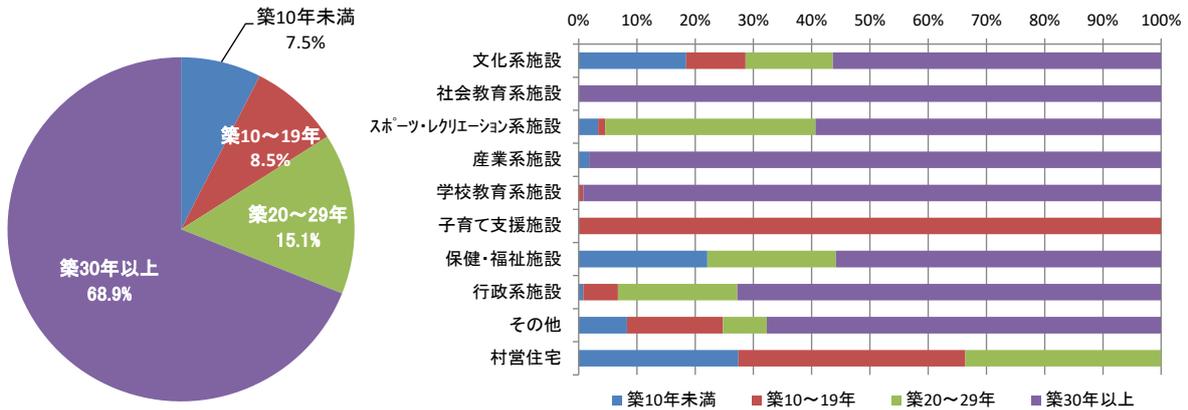


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

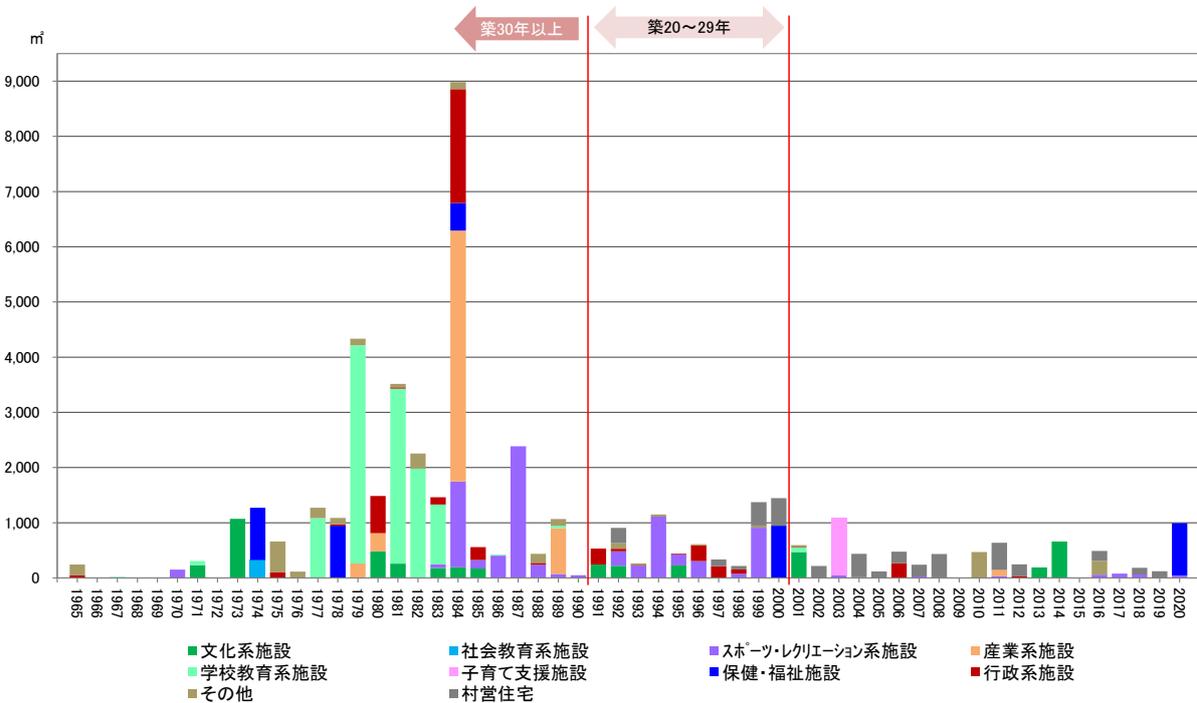
(2) 築年別整備状況

平成2（1990）年以前に建設され、すでに30年以上経過している施設（延床面積ベース）は全体の68.9%、10年後に30年以上経過となる施設割合は84.0%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延床面積の状況

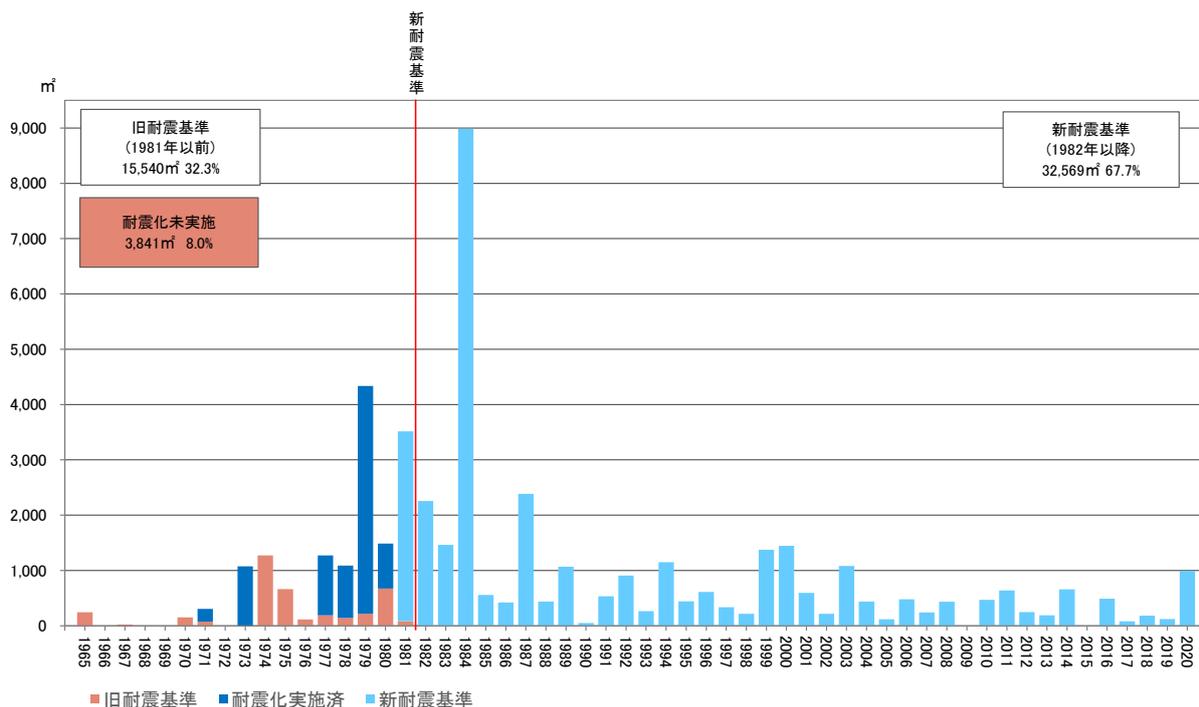


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の67.7%が新耐震基準による整備、残りの32.3%が昭和56（1981）年以前の旧耐震基準により建築された施設であり、約9割の施設が地震において想定建物被害に対する耐震性を有しています。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の現状

(1) インフラ施設の保有状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 117.4km、橋りょうが 88 橋、上水道管路延長が 63.4km、下水道管路延長が 34.8km、農道延長が 15.2 km、林道延長が 44.0 km、林道橋りょうが 13 橋、農業水利施設（頭首工）25 施設、ため池 5 施設となっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆ 図表 4-6 インフラ施設の保有状況の推移

種 別	主 な 施 設	施 設 数 量	
		平成 27 年度 (2015)	令和 2 年度 (2020)
道 路	道路延長	115,843m	117,400m
	1 級村道延長	13,275m	13,275m
	2 級村道延長	10,523m	10,523m
	その他村道延長	92,045m	93,602m
橋りょう	橋りょう数	88 橋	88 橋
トンネル	箕輪沢トンネル	1 箇所	1 箇所
上 水 道	管路総延長	60,521m	63,435m
	導水管	1,929m	2,203m
	送水管	5,659m	6,278m
	配水管	52,932m	54,955m
	簡易水道施設	5 施設	5 施設
下水道(特環公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水)	管路総延長	34,619m	34,830m
	処理場	4 施設	4 施設
合併浄化槽		192 基	185 基
農林道・農業水利施設	農道延長	15,236m	15,236m
	林道延長	44,091m	43,986m
	林道橋りょう数	15 橋	13 橋
	頭首工(水路含む)	25 施設	25 施設
	ため池	5 施設	5 施設

注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

3 過去に行った対策の概要

(1) 施設数の縮減

計画策定時の平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて、以下のとおり縮減しています。

◆図表 4-7 除却施設一覧

類 型	対 策 内 容	対策実施年度	効 果
公共建築物	取壊し(教員住宅泉町3・5号)	平成 30 年度 (2018)	113 m ² の縮減
合併浄化槽	廃止(合併浄化槽)	不明	7基の縮減
農林道施設	廃止(林道橋りょう)	不明	2橋の縮減

(2) 各種計画の策定

◆図表 4-8 各種計画一覧

類 型	名 称	状 況
公共建築物	木祖村学校施設長寿命化計画	令和元(2019)年度策定
	木祖村公共施設個別施設計画	令和2(2020)年度策定
道 路	木祖村 村道舗装修繕計画	平成 29(2017)年度改訂
橋 り ょ う	木祖村橋梁長寿命化修繕計画	平成 23(2011)年度策定 平成 30(2018)年度改訂
ト ン ネ ル	木祖村トンネル長寿命化修繕計画	平成 30(2018)年度策定
上 水 道	木祖村水道アセットマネジメント	平成 26(2014)年度策定
下 水 道	木祖村下水道ストックマネジメント実施方針	平成 30(2018)年度策定

4 将来の更新費用の推計

(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析する事ができます。

長寿命化計画未策定またはコスト算定されていない長寿命化計画の種別については、単純更新と長寿命化計画の更新費用は、総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

◆図表 4-9 更新費用の根拠

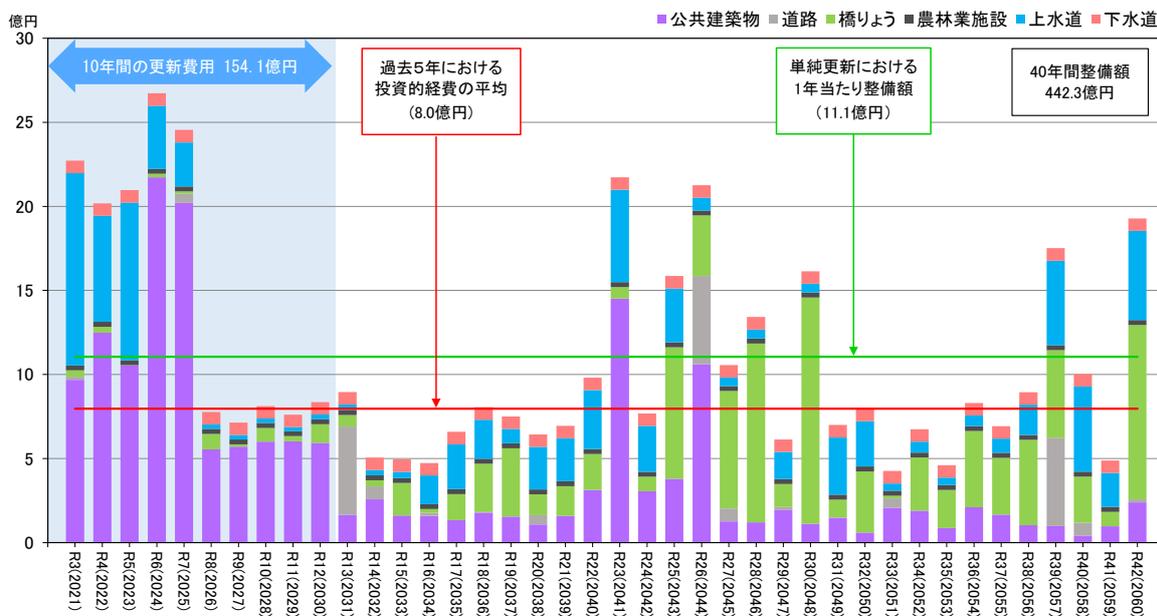
種 別		利 用 デ ー タ	
		単 純 更 新	長 寿 命 化 計 画
公共建築物	公共施設	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
	学 校	長寿命化計画の従来型の事業費	長寿命化計画の中・長期計画の事業費
道 路		長寿命化計画の従来型の事業費	長寿命化計画の予防保全型の事業費
橋 り ょ う		長寿命化計画の対症療法型の事業費	長寿命化計画の予防保全型の事業費
農 林 業 施 設		過去5年間の更新費用の平均値	単純更新と同額
上 水 道		水道アセットマネジメントの法定耐用年数で更新（構造物及び設備）の事業費 ※管路は更新費用試算ソフト	水道アセットマネジメントの重要度・優先度を考慮した更新需要（構造物及び設備）の事業費 ※管路は更新費用試算ソフト
下 水 道		下水道ストックマネジメントの標準耐用年数で全てを改築した場合の事業費	下水道ストックマネジメントの目標耐用年数を基本とした改築を実施した場合の事業費

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 442.3 億円、年平均で 11.1 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 8.0 億円と比較して 1.4 倍になります。

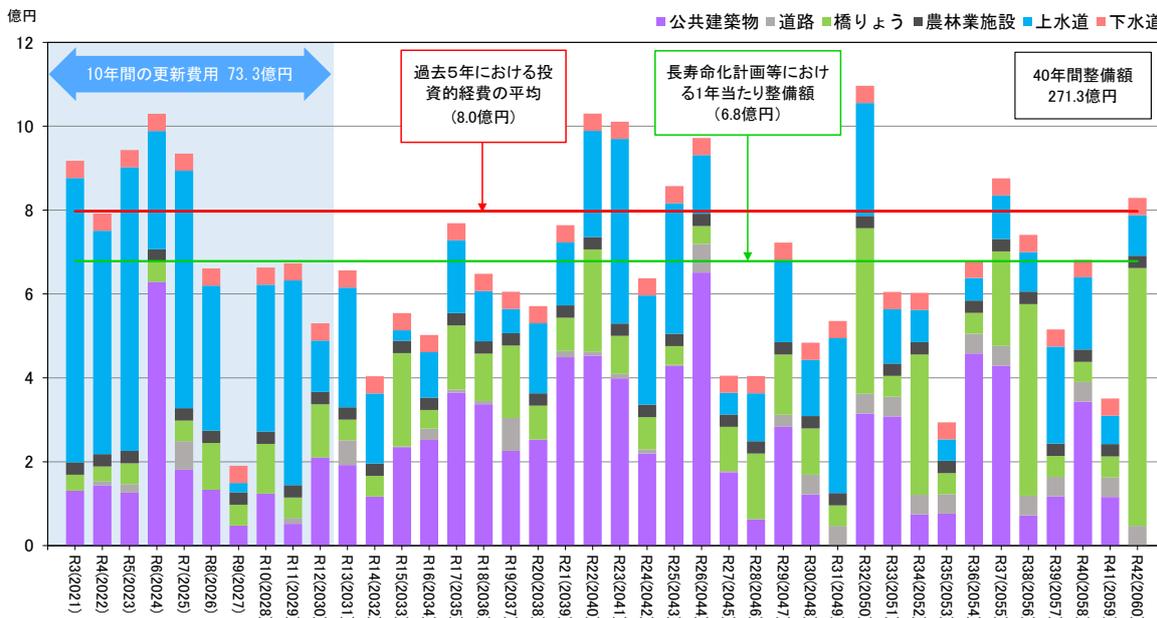
◆ 図表 4-10 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後 40 年間の更新費用は 271.3 億円、年平均で 6.8 億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均 8.0 億円と比較して 0.9 倍になります。

◆ 図表 4-11 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



(3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後10年間（令和3（2021）年度から令和12（2030）年度）で約81億円の削減効果が見込まれます。

今後、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 4-12 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（単位：百万円）

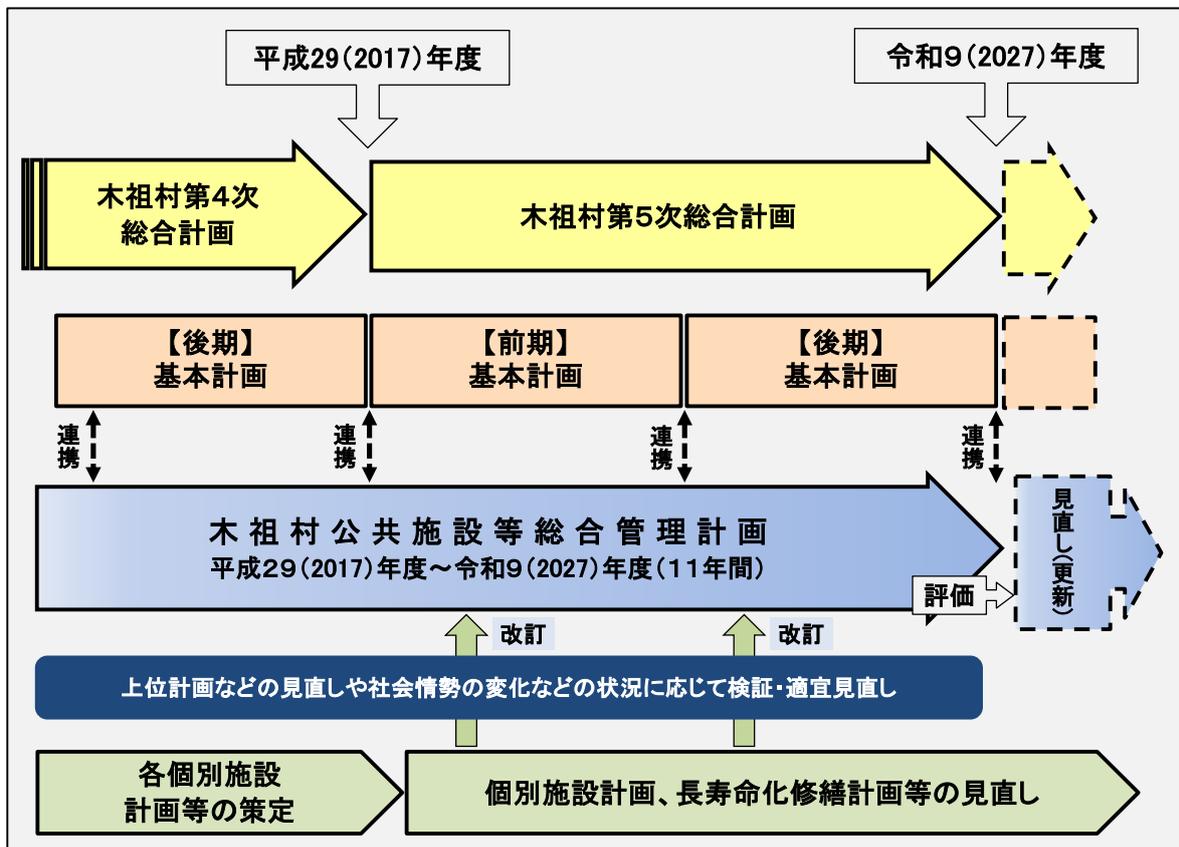
区 分		耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策等の効果額 (②—①)	現在要している経費 (過去5年平均)	
投資的 経費	普 通 会 計	公共建築物	10,384	地方債 国庫補助等 90～100% 充当	1,778	▲8,606	561
		道 路	76		112	36	
		橋 り よ う	436		676	240	
		農 林 業 施 設	295		295	0	
	会 公 営 事 業 計	上 水 道	3,482		4,062	580	87
		下 水 道	740		410	▲330	150
	計		15,413			7,333	▲8,080
維持 補 修 費	普 通 会 計	430		430		43	
	公 営 事 業 会 計	310		310		31	
	計	740		740		74	
合 計		16,153		8,073	▲8,080	872	

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、平成 29(2017)年度から令和 38(2056)年度までの 40 年間を見通しつつ、上位計画である「木祖村総合計画」などと連動しながら、向こう 11 年間（平成 29(2017)年度～令和 9(2027)年度）を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和 9(2027)年度は、10 年間を基本的な計画期間とする「木祖村総合計画」の第 5 次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和 9(2027)年度を計画の目安として設定しました。

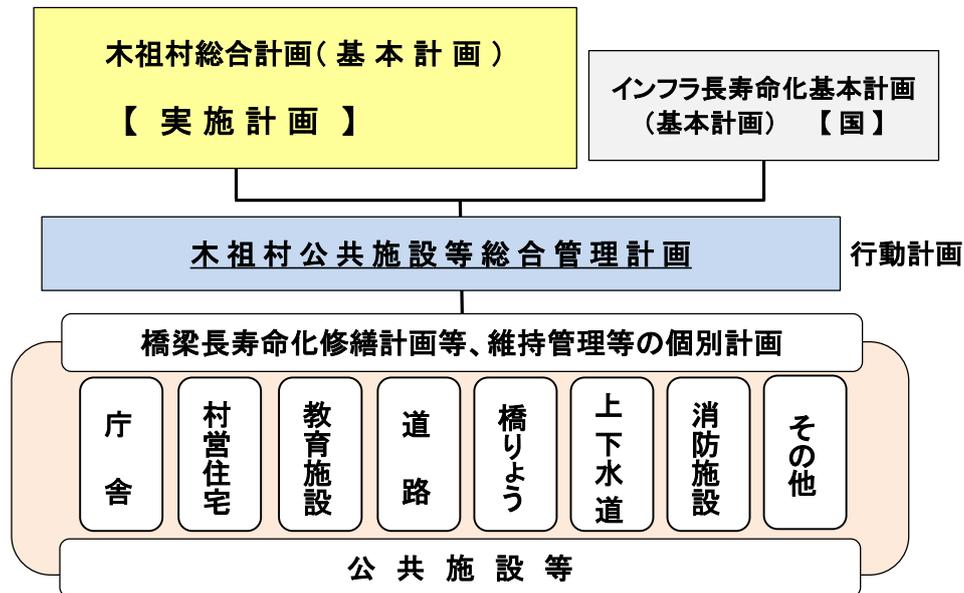
◆ 図表 5-1 計画期間（木祖村総合計画との関係）



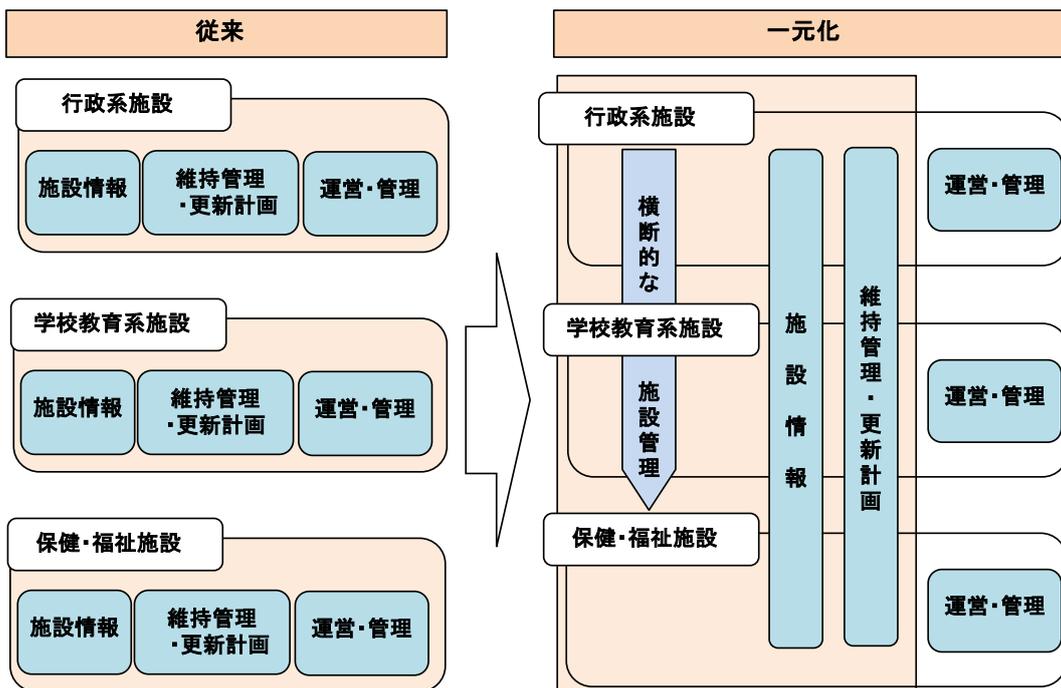
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「木祖村総合計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化 (イメージ)



3 現状や課題に関する基本認識

① 数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、超高齢社会の進行による人口割合の変化により、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本村全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過剰な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

② 品質の適正性

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 69.9%、築 20～29 年が 13.9%で、10 年後には築後 30 年以上経過する建築物が 84%を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後、更新時期が到来する建築物の品質を適正に保つためには大規模な改修や更新が必要となります。

③ コスト（財務）の適正性

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設の複合化や統廃合の視点も持ちながら、必要なサービス水準を確保しつつ、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本村では、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口1人あたりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口1人あたりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの縮減だけでなく、利用需要を考慮する中で施設の総量（延床面積）を減らすことも必要です。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設等マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を「木祖村公共施設個別施設計画」で検討した結果に基づき設定することとします。

公共建築物について、今後、計画期間の令和9（2027）年度までに取壊しを予定している建物が16棟（2,657.80㎡）で、全体の延床面積の6%縮減を目標とします。

計 画	取 壊 し 予 定	
	施設数 (棟)	延床面積 (㎡)
木祖村公共施設個別施設計画	16	2,657.80

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上・下水道管、農林施設を廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、インフラ施設の維持・更新等を推進するために策定された各「長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供します。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する担当部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて実施し、事業費等の削減、平準化を図ることとします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かします。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP/PFI¹などの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保を図ります。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。

¹ PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的活用や行政の効率化を図るもの。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(4) 耐震化の実施方針

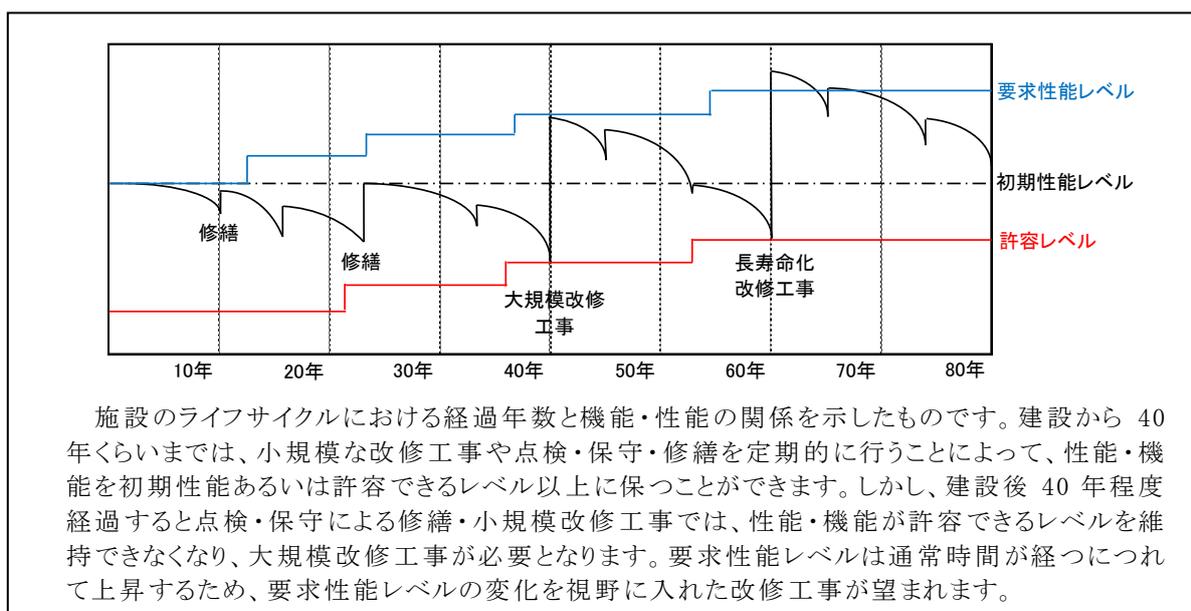
耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用、効用等の高い施設については、利用者の安全性の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、財政状況を勘案しながら、計画的かつ重点的に防災・耐震性能等の向上を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に実施し、健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、既に策定済みの長寿命化計画（個別施設計画）等に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 5-4 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン²化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、村民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても、利用実態等を踏まえて、適宜、導入を検討します。

² ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

(7) 統合や廃止の推進方針

村内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。将来の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統廃合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図ります。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

また、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図ります。

なお、未利用財産の利活用については、これらの情報を村民に公表することで、公平、公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを進めます。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「木祖村総合計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めます。

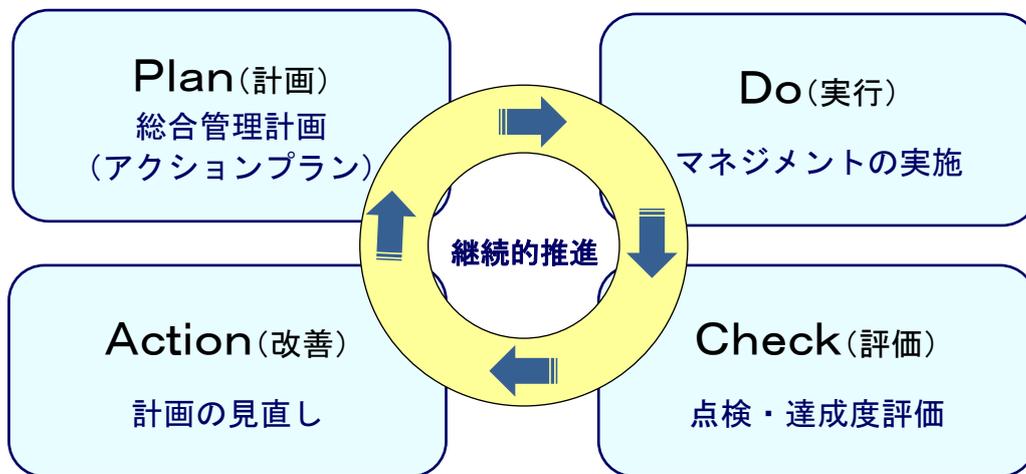
計画の実施は、村づくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 P D C Aサイクルの推進

本計画は、「木祖村総合計画」の実施計画を策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画に掲げた目標を達成するためP D C A（計画・実行・評価・改善）のマネジメントサイクルに沿った進捗管理（フォローアップ）と点検評価を行い、計画の随時見直しと充実に努めます。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民へ公表します。

◆図表 5-5 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本村では、各地域に公民館、集会施設や村民センター等を保有しています。それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

◆図表 6-1 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区分	集会施設	施設数	13 施設	延床面積	3,259.50 m ²
対象施設	町並集会施設（ときわ）、奥峰リゾート16区公会所、山振多目的集会施設、15区公会所、木祖村公民館小木曾分館、木祖村公民館菅分館、木祖村公民館わら原分館、木祖村菅北部集会所、柴原生活改善センター、寺平集会施設、地域交流施設青年の家、木祖村社会教育施設藪原宿にぎわい広場笑ん館、げんきふれあい交流施設ねぎや				
区分	文化施設	施設数	2 施設	延床面積	1,349.00 m ²
対象施設	木祖村民センター、若者ふれあい支援センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。非構造部材の耐震化について確認を行い、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>文化系施設は半数が、昭和40年代から昭和60年代に建設されたものであり、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討することも考えられます。</p>					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、木祖村郷土館を保有しています。

木祖村郷土館は、建設されてから40年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-2 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	博物館等	施設数	1 施設	延床面積	326.00 m ²
対 象 施 設	木祖村郷土館				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>昭和 49（1974）年に建てられた施設であることから、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設としてやぶはら高原スキー場、弓道場、木祖村社会体育館、木祖村運動場、カヌー艇庫を、レクリエーション施設・観光施設として菅多目的公園、あやめ公園池、こだまの森、白樺平別荘地管理棟、郷土の森水木沢天然林を保有しています。

建設されてから 30 年以上が経過している施設については、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-3 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	5 施設	延床面積	4,332.39 m ²
対象施設	やぶはら高原スキー場、弓道場、木祖村社会体育館、木祖村運動場、カヌー艇庫				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	5 施設	延床面積	4,225.68 m ²
対象施設	菅多目的公園、あやめ公園池、こだまの森、白樺平別荘地管理棟、郷土の森水木沢天然林				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かします。</p> <p>白樺平別荘地管理棟については、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設されているため、耐震化について数値目標を設定します。</p> <p>また、社会体育館については災害時の避難所でもあり、吊り天井等非構造部材の耐震化は必須であり、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>約半数が昭和 50～60 年代に建てられた施設であることから、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>旧耐震基準で建設された施設については危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(4) 産業系施設

産業系施設として木祖村転作研修センター、木祖村林業会館、木祖村そば乾燥調整、藪原青木原工場を保有しています。

木祖村転作研修センター、木祖村林業会館、藪原青木原工場の3施設は、建設されてから30年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 公共建築物（産業系施設）の保有状況

産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	4施設	延床面積	6,069.84 m ²
対象施設	木祖村転作研修センター、木祖村林業会館、木祖村そば乾燥調整等施設、藪原青木原工場				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施します。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(5) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村には、中学校、小学校、学校給食センター、保育園を各1施設保有しています。中学校、小学校、及び学校給食センターについて、建設されてから30年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられますが、児童・生徒数の減少が見込まれる中、学校教育環境を維持するため、最適な教育環境について検討する必要があります。

◆図表 6-5 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	2施設	延床面積	11,253.00 m ²
対象施設	木祖中学校、木祖小学校(教室棟、屋内運動場等)				
区分	その他教育施設	施設数	1施設	延床面積	263.00 m ²
対象施設	木祖村学校給食センター				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1施設	延床面積	1,031.00 m ²
対象施設	とちのみ保育園				

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕します。
 生徒、児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、施設の非構造部材の耐震化を優先的に進めます。築30年以上の木祖中学校、木祖小学校については、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

中学校、小学校及び学校給食センターは、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。
 生徒、児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。

【統合や廃止の推進方針】

小中学校の学校施設については、少子化により児童・生徒数が減少していることから、将来の施設の在り方を検討していきます。

(6) 保健・福祉施設

本村では、高齢福祉施設 4 施設、保健施設 1 施設を保有しています。

ふれあいセンターはなのき、木祖村老人福祉センター、木祖村保健センターについては、建設されてから 30 年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（保健・福祉施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区 分	高齢福祉施設	施設数	4 施設	延床面積	3,784.00 m ²
対象施設	ふれあいセンターはなのき、木祖村老人福祉センター、高齢者自立支援住宅、幸せテラスまめのわ				
区 分	保健施設	施設数	1 施設	延床面積	499.00 m ²
対象施設	木祖村保健センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、安全確保や老朽化対策等に活かします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施します。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。</p> <p>建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>各施設とも、今後の管理・運営方法について検討することも考えられます。</p>					

(7) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、建設されてから 30 年以上が経過しているものもあるため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。その他の施設も今後、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-7 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	2,295.58 m ²
対象施設	木祖村役場(庁舎、公用車車庫)				
区分	消防施設	施設数	13 施設	延床面積	1,064.00 m ²
対象施設	木祖村コミュニティ消防センター、蕨原地区コミュニティ消防センター、菅地区コミュニティ消防センター、消防詰所（消防機動隊・第二分団・第三分団）、消防第一分団ポンプ車車庫（原町・わら原）、消防第二分団自動車車庫（駅前）、消防第三分団自動車車庫（五月日・栃ノ木）、消防第四分団自動車車庫（大平・吉田）				
区分	その他行政系施設	施設数	30 施設	延床面積	1,225.10 m ²
対象施設	倉庫（木祖小学校横・水道課）、花の木倉庫 1～3、花の木車庫、バス停（清水・翁像・光沢・大平下・岩淵ほか、計 20 施設）、防災倉庫（蕨原・小木曾・菅）、除雪作業車格納庫、散水設備				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を実施します。</p> <p>昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された消防詰所 2 施設、消防分団ポンプ車車庫 1 施設、消防分団自動車車庫 4 施設、倉庫 6 施設については、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 今後、各消防詰所のあり方について検討します。</p>					

(8) 村営住宅

本村が管理する村営住宅のうち、建設されてから 20 年以上が経過しているものは、今後 10 年の内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆ 図表 6-8 公共建築物（村営住宅）の保有状況

村営住宅					
区 分	村営住宅	施設数	25 施設	延床面積	4,115.57 m ²
対象施設	村営すまいる住宅、宮の森 1 戸建住宅、宮の森集合住宅、町並集合住宅、泉町住宅、泉町集合住宅、吉田古民家住宅、一里塚集合住宅				
<p>● 管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かします。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。</p> <p>なお、今後 10 年以内に建築後 30 年を経過する村営住宅は、計画的に住宅改修や建替えを検討します。</p>					

(9) その他

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-9 公共建築物（その他）の保有状況

その他					
区分	その他	施設数	25 施設	延床面積	3,016.02 m ²
対象施設	公務員宿舎、旧小木曾保育所、リバーサイド公衆トイレ、旧パン加工工場、藪原駅前公衆トイレ、鳥居峠登口公衆トイレ、鳥居峠休憩所・トイレ、教員住宅、農産物直売施設（あおぞら市場）、農産物直売施設（愛菜の会）、道の駅木曾川源流の里きそむら、移住体験住宅				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を実施し、施設の状況を把握します。 小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行います。更新等については、施設の必要性や需要を考慮し、方向性を出します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。 また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。 その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施します。</p>					

(10) インフラ施設

ア. 道路

本村における村道の総延長は117,400m、舗装率は85.7%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

また、地域の身近な道路等の小規模修繕等に当たっては、資材支給事業を活用し住民自らの手による道路の整備等を今後も推進します。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行います。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路通行者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ. 橋りょう・トンネル

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、各長寿命化修繕計画等に基づき、今後も継続的に修繕を行い、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

トンネルについては、計画的な維持修繕を実施し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安全・安心なサービスに財政負担の軽減を図るようにします。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。災害時等の地域の孤立を防ぐため、生活道路及び避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を優先的に進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、各長寿命化修繕計画等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、通行者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ. 上・下水道

上・下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を図ってきました。本村の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、水道アセットマネジメント、下水道ストックマネジメントに基づく計画的な維持管理の実施による施設及び管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ. 農道・林道・林道橋りょう

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性が認められない路線は廃止を検討します。

オ. 農業水利施設

頭首工（水路含む）・ため池は、農業水利施設として重要であることから、老朽化等の状況を把握した上で、施設の状況に応じた適正な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検、定期的な機能診断により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

機能診断結果に基づいた、施設の機能を継続的に監視し、補修、補強等による適時・適切な保全対策を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

施設利用者に対する安全誘導の視点から施設を維持していきます。

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

木祖村公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定

令和4年3月改訂

発行者 長野県木曾郡木祖村

〒399-6201

長野県木曾郡木祖村藪原 1191-1

TEL 0264 (36) 2001